

【ダウンロードアプリの申請から支給までの流れ】

ダウンロードする前に
申請を行う

ダウンロードした後は
申請できません

お住いの区役所・青葉区宮城総合支所の障害高齢課窓口申請する

★条件

1. 障害種別等の要件を満たしていること
2. 支給対象アプリであること（別紙一覧のとおり）
3. 「App Store」又は「Google Play」からダウンロードすること
4. 申請者本人が支払うこと

（ダウンロード後）

5. ダウンロードしたスマホ・タブレットを窓口で提示できること
6. 購入完了メールを印刷して窓口で提出できること
（印刷できない場合は、メールを障害高齢課メールアドレスに転送又はメール画面を窓口で提示しデジカメ等で撮影することに同意いただけること）

条件非該当
の場合

支
給
対
象
外

審査

「決定通知書」及び「支給券」が届く

アプリをダウンロードする（支払う）

「決定通知書」及び「支給券」を交付した区役所・青葉区宮城総合支所窓口で費用を請求する

★必要なもの

- | | |
|--|-------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 請求書（申請者本人の口座）※決定通知書等と一緒に送付しています2. 支給券3. ダウンロードしたスマホ・タブレット（アプリを窓口で提示）4. 購入完了メールを印刷したもの（印刷できない場合は、メールを障害高齢課メールアドレスに転送又はメール画面を窓口で提示し市職員がデジカメ等で撮影） | } 記入例を参考に記入・
押印ください。 |
|--|-------------------------|

申請者の口座に振り込まれる